



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	唐代史料における令文と詔勅文との関係について：「唐令復原研究序説」の一章
Author(s)	菊池，英夫
Citation	北海道大學文學部紀要，21(1)，33-57
Issue Date	1973-02-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33375
Type	departmental bulletin paper
File Information	21(1)_PR33-57.pdf



唐代史料における

令文と詔勅文との関係について

——「唐令復原研究序説」の一章——

菊池英夫

唐代史料における

令文と詔勅文との関係について

——「唐令復原研究序説」の一章——

菊池英夫

まえがき

仁井田陞博士の不朽の業績である『唐令拾遺』を出発点として、仁井田博士の唐令復原の方法と原則との再検討を通じて、博士が敢えて唐令と断定することを避けられた如き材料の中からも令文復原の手掛りをつかみ得るのではないかという臆説を立てるに至った。その一つとして私が重視する材料は、諸書に引かれた唐の詔勅文の中に、正に日本養老令の条文に一致するものが数多く存することである。仁井田博士は時としてこれを参考資料に掲げられた場合もあるが、令文復原に直接利用されたことは稀であった。しかし私は、このような場合、明らかに日本令が独自に規定を創造したとは考えられず、假令当該詔勅の発布年代が律令格式刪定の年次と齟齬し、又「令」文であることが全く何処にも明言せられずとも、そのまま採って令文に充てることが可能であると考える。但しその根拠を明らかにす

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

するためには、史籍における詔勅文と制定法典としての令文との関係を、一応系統的に整理して明らかにしておく必要がある。本稿の目的とするところはこれに尽きる。

一 勅と格との関係についての従来所説

仁井田博士は詔勅文と法典としての格令との関係について次の如く述べられた。「唐代に於ける立法法的法源は、少くとも形式上は皇帝の命令であった。律令格式及び禮其の他の刪定法はこの意味に於いてはその性質は同一であり、又たとへ根本法と學者の稱する律令と雖も、皇帝は後に制定する法律即ち格勅又は次期の律令によって之に変更を加へることは自由であつた。⁽¹⁾」「律令は共に根本法ではあるが不可動の法律ではなく、直接律令の文に変更を加へられたこともあれば、敕によつて隨時改廃補訂されたこともあつた。⁽²⁾」このような勅の機能について浅井虎夫氏は「律令格式外ニ又勅ト名ツクル法典アリ或ハ中書頒行スル所ノ法典ヲ名ツク」⁽³⁾とされるが、「中書頒行スル所ノ法典」とは恐らく後述の各種制勅集、宋代に所謂「編勅」を指したものと解せられる。⁽⁴⁾ではそもそも令の制定ないし改訂と勅との関係、詔勅文と令文との関係はどうなつていたのか、この点について今少し明確ならしめておく必要が生ずる。

先掲引用文の中で仁井田博士は、律令に対するに格勅の語を用いられていたが、通常令の改訂に関して引き合ひに出されるのは「格」である。ここで格に関する仁井田博士の説明を一括しておく。「格は、この種（先述隨時令文を改廃補訂する機能をもつたところ）の勅のうちで、自今なお行用せらるべき規定を基本として編修した法典である。⁽⁵⁾」とされ、別の表現では「一体、格は律令格式及び前格を改補する所の勅を類聚したものである。」⁽⁶⁾と述べられた。従つて格の逸文にはしばしば「勅」字を冠するものがあるのは、格の右の如き性格に由来する。浅井虎夫氏が

「格ハ官司ノ常ニ執行セル慣行法ヲ集メタル法典」と云われるのは、むしろ「当該官司がその時点において執行せる現行法規を集めたる法典」と云うべきであらう。而して仁井田博士によれば「唐令の刪定には……格によつて令を改めるか、直接令文を刪定するかは、一面便宜上の問題であつたと解し得る。たとえば開元二十五年假寧令によつて知り得る如く、当時より七十余年前に発せられた龍朔の詔によつて令を改めたもののある一方には、令に直接何等手を加へずして詔（勅）を格に編入している。……令文を直接改めるより、格勅による変更の割合が多く、唐令の規定のみ存して行用せざるものは、格勅の増大につれて増加したと思う。されば令は空虚なる威容を保存していたことになるが、蓋し空虚と雖もこの威容を保存すること、所謂『令文善者、雖寢亦書』（李東陽、進）（正徳会典表）」は唐令刪定の一基準であつて、令と格とが並び存した一理由ともいへるであらう。⁽⁷⁾とされた。又「支那法典ノ特色」の一は「法典ニ規定セルモノハ必シモ現行法ナルニアラス」とは浅井虎夫氏も指摘せるところであつた。令文そのものを改訂する場合と格勅による改正とが、一体如何なる「便宜」によつてそうなつたのかは俄かに断じ難く、今は措く。

ところで一般に「格は律令に対して補充的意義を有する法律である」といわれ、仁井田博士もそう表現されるのであるが、右の説明からすれば、それは令文に詳定せられていない細目を補充すると云う意味ではなく、むしろ令の規範的固定性不変性に対して現実⁽⁸⁾に則応した修正・改廃を行い、行政の實際的弾力性を賦与するという意味における「補充的意義」なのであつて、律令に対して下位の從屬的な位置にあるものではなかつたのである。

二 勅と式および式と格との關係についての從來の所説

「律令に關係ある事項の細目を規定する法律であつて律令に対していわば從屬的關係にある」のは「式」である。⁽⁹⁾

唐代史料における令文と詔勅文との關係について

浅井虎夫氏は、恐らく新唐書^{卷五}刑法志に「令者、尊卑貴賤之等数国家之制度也、格者、百官有司之所常行之事也、式者、其所常守之法也」とあるのに基づかれたものであらう、「式ハ官司ノ守ルヘキ式法ヲ規定セル法典」と定義されているが、これはやや狭きに過ぎるであらう。

結論的に云つて、しばしば引かれる日本の弘仁格式序に「蓋聞、律以懲肅為宗、令以勤戒為本、格則量時立制、式則補闕拾遺」とあるのは、何に典拠をもつものかは知らないが、唐代の律令格式の關係に好く妥当する説明と云い得る。而して量時立制の格は、律令と並んでこれを修正し、更に「又前格が後の格勅によつて変更され得べきはもとよりであり、式も格によつて改められたことがあつたと思う。」と仁井田博士も述べられる如く、現行法典としては最も重要な位置を占めていたのである。唐雜令の利息法に変更を加えた開元十六年勅に基づく戸部格の如きは、格による令の修訂の好適例とされるのである。

三 勅と格・式・令との相互關係

ところで好く知られている如く、格に編せられるものはその時点までの詔^(制)¹⁰勅の中「便于時者」および「堪爲當司行用」者(舊唐書^{卷四}刑法志、唐会要^{卷三}定格令、冊府元龜^{卷六}刑法部定律令、垂拱元年三月刪改格式条)ないしは、「永爲法則、以爲故事」(舊唐書^{卷五}、新唐書^{卷五}刑法志、通典^{卷百六}刑三、六典^{卷六}刑部条)ものだけが収録せられたのであるが、格に編入せられなかつた詔勅も勿論多数存し、例えば貞觀十一年に令と共に編せられた格十八卷は、武徳已來の勅格(詔勅?)三千余件を刪して七百条を定留したものであつた。しかし基本法典たる格に編入せられなかつた詔勅も、それで決して自動的に失効したものではなく、勅の発せられる原因となつた事態の解決が得ら

れるか、ないしは後勅によつて改訂を被らざる限り、現行法規としての地位を保つたものと思われる。又ある年度における格編纂以後も次々と勅が降され、その中には長行・常行とされるものもあつた。これらの制勅は次期の格を編集する迄は「某格後勅」「格後長行勅」等と云つた各種の詔（制）勅集にまとめられ、次期の格編纂時まで並行して現行法規たるの地位を占めたのである。而して律令の改訂に当つてはこれらの勅も又刪緝の資料とせられたのであつて、律令改修過程を最も好く示すと思われる開元二十五年令の場合、舊唐書^{卷五} 刑法志、冊府元龜^{卷六百} 刑法部定律令、および唐会要^{卷三十九} 定格令に、

開元二十二年、戸部尚書李林甫又受詔改修格令、林甫遷中書令、……等共加刪緝、舊格式律令及勅、總七千二十六條、其一千三百二十四條、於事非要、並刪（除）之、二千一百八十條、隨文（事）損益、三千五百九十四條、仍舊不改、總成律十二卷、律疏三十卷、令三十卷、式二十卷、開元新格十卷、……二十五年九月（一日）奏上、勅尚書都省、寫五十本、發使散於天下。

とあつて「格式律令および勅」と並べているのは右の格に編入されなかつた勅又は制勅集が参考せられたことを示している。以上は概ね従来の研究によつて明らかとなつた令文と勅文との關係である。しかし我々が唐代史籍に見出す日本令条文相當の勅文の意味を明らかにするためには、更に進んで詔（制）勅と令との關係を詳密に検討しておかなければならない。

そもそも唐代に詔勅と称せられたものには、正確に云えば數種の別があり、その形式と法的機能はそれぞれ限定があつた。六典^{卷九} 中書令条に、

凡王言之制有七、一曰冊書、……二曰制書、行大賞罰・授大官爵・釐革舊政・赦宥降虜、則用之、三曰慰勞制書、

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

……四曰発日敕、謂^フ御^{スル}三畫^ニ發日^ニ敕^ス也、増減官員・廢置州縣・徵發兵馬・除免官爵・授六品已下官・處流已上罪・用庫物五百段・錢二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十疋・牛五十頭・羊五百口已上、則用之、五曰勅旨、謂^フ百司承旨、而爲程式、奉事請施行者、六曰論事勅書、慰諭公卿・誠約臣下、則用之、七曰勅牒、隨事承旨、不易舊典、則用之、皆宣署申覆、而施行焉。

とある如く、「釐革旧政」には制(詔)書を用い、「百司承旨、而爲程式、奏事請施行者」には勅旨、「隨事承旨、不易旧典」の場合には勅牒が用いられた。「釐革旧政」とは即ち令文の改訂を含んだ筈であり、「隨事承旨不易旧典」とは、例えば補充規定・施行細則としての式の制定を含むと解することができる。而して「百司承旨而爲程式、奏事請施行者」というのが「量^レ事立^レ制」「便^ニ于時^ニ」なる立法と解して誤りあるまい。かくして我々は、令の改正手続として、令文そのものの改廃は制(詔)書により、令文に手をつけず、ないしは一部改正に止めて別に実情則応の法規を立てる場合は勅旨か牒勅により、その中の(或は発日勅の中からも)「永爲^ニ法則^ニ」、以爲^ニ故事^ニ」者が格に編せられたものと解することができるであろう。果してこの点、實際の運用は如何なっていたか、多少とも窺い得る事例を以て検討しておきたい。

唐大詔令集^{卷四} 郡県主、「県主出嫁稱適詔」(顯慶二年九月)に、

古稱禮降、惟屬王姬、比聞、縣主適人、皆云出降、娶王女者、亦云尚主、濫假名器、甚乖禮經、其縣主出嫁、宜稱適、娶王女者稱娶、仍改令文。

とあって、まさに釐革旧制のため詔書を以てし、文末に「改令文」と明示して命令している。一方、令文の箇々の箇條の改正手続を最も好く示している例として次の場合を挙げることができる。通典^{卷八} 禮^{四十} 凶^{十一} (舊唐書^{卷二} 禮儀^{十七})

志、会要卷三服紀上、冊府元龜卷五百八十六掌礼部奏議略同文、なお通典は玄宗の諱を避けて期を周に作る等、注意を要す。に、

龍朔二年八月八月通典無所作有司奏、同文正卿蕭嗣業、嫡繼母改嫁身亡、請申心制、有司奏稱以上四字通典旧唐志無、據令、繼母改

嫁及爲長子、並及以下五字通典無不解官、既而有勅会要作乃下勅曰、雖云嫡母終是繼母母通典、作親、據禮、会要作理緣情須有定制、付所司議定奏聞、

司禮太常伯隴西郡王博義又會要無等、奏稱会要作議曰、緬尋喪服、母名斯定、嫡繼慈養皆在其中母以下十二字通典無、唯出母之制、特

言出妻之子、明非生已則皆無服、是以令旧志会要作今云、母嫁会要有二字「之服」、又云出妻之子、出言其子、以著会要作明所生、嫁則

旧志作即言母、通包養嫡、俱當解任、並合心喪、其不解者、唯有繼母之嫁、繼母爲名正通典作止、據前妻之子、嫡於諸孽、禮

無繼母之文、甲、令今既見行、嗣業理申心制、然奉勅議定、方垂永則、令旧志作今有不安、亦須釐正然以下十七字通典無、竊以嫡繼慈

養皆非所生、出之與嫁以上四字通典旧志無、並同行路、嫁雖比出稍輕、於父終爲義絕、繼母之嫁、既殊親母、慈嫡義絕、豈合心喪、

望請通典作今請、凡非所生、父卒而嫁、爲父後者無服、非承重者杖期通典作周、並不心喪、一同繼母、有符情禮、無玷通典作顯舊章、

又心喪之制、唯施服屈会要作服降、杖期通典作周之服、不悉旧唐志作應解官、而令文、三年齊斬、亦入心喪之例会要作制、杖期通典作周解

官、又有妻服旧志作喪之舛、又依禮、庶子爲其母總麻三月、既是所生無通典作母服、准例亦合解官、令文漏而不言、於事通典作是終

須修通典作条附、既與会要作以嫡母等嫁同一令條、總議請改、理爲通典作請允愜者、依集文武官九品以上議、得司衛正卿房仁裕

等七百三十六人議、請一依司禮狀、嗣業不合解官、以下通典無得右金吾衛將軍薛孤吳仁等二十六人議、請解嗣業官、不同司

禮狀者、母非所生、出嫁義絕、仍令解職、有素緣情、杖期解官、不甄妻服、三年齊斬、謬曰心喪、庶子爲母總麻、漏

其中制、此並令文疏舛、理難因襲、望請旧志二字無依房仁裕等議、總加修附、垂之不朽、其禮及律疏有相關涉者、亦請

准此改正、嗣業即非即非旧唐志無嫡母改醮、不合解官、詔從之。

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

即ち有司の奏請に基き、「令」文や「禮」文の遺漏や矛盾が指摘された場合には、定制をきめるため所司の論議をつくし、所轄官署の提出せる原案に対する賛否の議を徴した上で、令文の改正を請う者が多数を占めれば修附を加え、禮や律疏などの関連法規で改正令と抵触するものがあれば令に準じて改正することとし、その旨が詔として公布されたのである。「詔して之に従う」と云う表現の具体的内容を考えて見るならば、恐らく詔文中に前掲の例の如く「改^ム令文^ヲ」と明記することとなるであろう。

同じく詔によって公布するにしても、令文自体に変更あるいは改廃を加えるのではなくして、令の本文において未定の点を細かく詳定する法規を別に追加するときは又自ずと異なる。唐会要^{卷三十一}與服上章服品第、冊府元龜^{卷六十一}帝王部立制度、唐大詔令集^{百卷}政事官制上「定三品至九品服色詔」に見るに、

貞觀四年八月十四日^{冊府作}詔曰^{冊府曰字無、其會要}冠冕制度、已^{會要}備令文、至於^{二字會要}尋常服飾、未爲差等^{以下會要無}

今已詳定、具於^{會要}別勅^{冊府作}宜即頒下、咸使聞知。云々

とあつて、詔文では令文に未定の点を新たに詳定せるところは別勅に依ることを命ずるのみである。而してその「別勅」を、会要は「式」に作っている。この場合「勅」とすべきか「式」とすべきか問題であろうが、後にも触れる如く会要には後の知識で文を改めた所が多いから、恐らくこれは勅として發布せられたものが後に式として頒下されたのであらう。

令の本文に詳定せられていない細目を補足する規定としては、勅↓式の外に勅↓格によつた場合もある。仁井田博士が挙げられた例で「唐関市令に外蕃と互市する規定があるが、熟羌との交易については令に規定がなかった。従つて一度勅を以て交易の法を定めることになり、その後その勅は金部格に編入されるに至つた（白氏六帖事類集^{卷二}十四市

所引¹²」のが好例である。この場合は恐らく熟羌との交易について必要を感じた現場の官吏から奏請があり、有司が議して程式を定め、勅旨もしくは勅牒として下されたのが、「永く法則として以て故事とす」べきものとして格に編入されたものであらう。

一方、前制の繁雑さを整理し改訂する勅が下され、それが恒久性をもつものとして永く行われることとなったが、法典としては「式」に編入せられた例がある。六典^卷三金部郎中員外郎条に、

凡庫藏出納皆行三文榜^{ハツシホ}、季終而会^{ニシテス}之^ヲ、若承命出給則於中書省^{近衛本注云旧志下有「門下」二字}覆^{シテ}而行之、百司應請月俸、則符牒到所由、皆遞覆而行之。

舊制、京官有防閑庶僕俸食雜用等、開元二十年勅、以爲名目雖多、料數先定、既煩案牘、因此生姦、自今已後合爲一色、都以月俸爲名、其貯米亦合入祿數同申、遂爲恒式。

とある。仁井田博士は、この全文と、以下の木契に関する規定の注をも含めてすべてを倉庫令（開元七年）の条に掲げられ、「唐令によって文をなしたものであらう。」と注記せられているが、恐らく右の本文の部分が令文を採ったものであらう。注の「旧制」とは、開元二十年以前の令・格（開元七年）ないし格後長行勅（開元十九年）等を含んだと共に、恐らくそれが施行に際しての具体的細目である式（開元七年）をも指していたと思われる。敦煌発見水部式によって明かな如く、色役質課の具体的就役・給付や、それに関する案牘、即ち文書行政上の処理に関しては、式に規定せられていた筈である。さればこそこれを改定し、月俸の名称に統合・一条化した開元二十年勅（内容的に云って勅旨かと思うが、勅旨か勅牒かは明らかでない。）が「恒式」に編入されたものであらう。案牘の煩を省くため合

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

して一色となすことが可能であったのは、開元年間の実状においては、それらの給付が事実上錢額化して財政の貨幣化が進展していたためであるが、直接には帳簿上の操作の問題である。而してその点がまさに式に規定されるべき性質の事であった。⁽¹⁸⁾

以上は既に制定された前令文を改定・補充する手続きであるが、そもそも全く新たな令文を制定・起創するのは如何なる手続きによったかも知らかにしておこう。唐朝成立直後の武徳元年から二年にかけて、後ちに令に編入せられた各種の法規がそれぞれ単独で公布せられている。唐会要によってそれらを見れば、例えば賦役令文に編せられた租庸調法は武徳二年二月十四日制、田令・禄令に編せられた官禄・職分田規定等は武徳元年十二月制として出されている。この場合制とあるのは武后朝以前は詔と称した筈で、会要編者が後世の用語に従って改めたものであろう。即ちもとは詔として下されたものが、後ちに恐らく「著于令」と申命せられて令文を形成したのであろう。因みに開元二十五年令についても、通典等が令文として引くものが、冊府元龜においてはすべて「開元二十五年制」として引かれている。この「制」字は、単に「開元二十五年に制定した」ないしは「二十五年の制度」の意か、「制」という公布形式を示したのか明らかでないが、或いは刪定を終って奏上された新令は、その全体を制(詔)の形式を以て公布するということがあったのかも知れない。

以上で詔(制)と令、勅と格・式、詔(制)と勅との関係を明らかにしたが、残る所は勅と令文との関係である。

唐会要 卷八
十六 市に、

開元二年閏三月勅、諸錦綾羅縠繡織成紬絹絲縷(鶯)牛尾真珠金鐵、並不得與諸蕃互市、及將入蕃、金鐵之物、亦不得將度西北諸關。

とあるが、同じ内容が唐律疏議（宋刑統）衛禁律八卷齋禁物私度開條疏議に、

依関市令、錦綾羅縠紬綿絹絲布鼈牛尾眞珠金銀鐵、並不得度西北^{△△△△}諸関、及至^{△△△△}緣^{△△△△}北^{△△△△}諸州^{△△△△}與^{△△△△}易^{△△△△}。

と見えていて、後に開元二十五年令文となっている。細かく云えば、織成紬絹絲に綿、布、更に銀等の品目が付加されているが、これは会要所引前勅において、西北^{△△△△}北^{△△△△}邊^{△△△△}を西北^{△△△△}北^{△△△△}邊^{△△△△}と云えるが如き表現の簡略化が見られるところから必ずしも後に著令に及んで付加されたと断ずることはできない。銀の如きは「金鐵之物」の中に含められていたとも解せられる。又令文で西・北^{△△△△}邊^{△△△△}諸関の外に緣^{△△△△}北^{△△△△}邊^{△△△△}諸州に至って與^{△△△△}易^{△△△△}することをも禁じているが、これも前勅に諸蕃と互市し及び將^{△△△△}て蕃に入ることを得ずとしているのと同義と解することも出来、疏議所引令文の方が、行為の内容については簡約化しているが適用地域についてはより明確に伝えているに過ぎないとも考えうる。但しあくまでも引用せられた限りにおいてであるから、そのまま勅文と令文との語法を伝えているとは限らず、これのみで勅文が著令に及んで字句・内容に修正補訂を加えられたか否かを確言することは困難である。而して両者の時点には二十数年の隔りがあるが、その間に開元前格（三年正月）、後格（七年三月）、同格後長行勅（十九年）といった格勅が編纂せられており、或は右の勅は一旦格に編せられた後ち、開元七年又は二十五年の刪定で令文に編入されたものであるかもしれない。従って中間に格という形式が介在した可能性があるが、ともかく勅↓令の一適例として好きそうである。

然らばこのような勅を令文に移し変える手続き是如何になされるのであろうか。揮塵錄卷上に、

唐明皇實錄云、開元十七年秋八月、上降誕之日、大置酒合樂、燕百僚於花萼樓下、尚書左丞相源乾曜・右丞相張說、率百官上表、願以八月五日爲千秋節、著之甲令、布於天下、咸使燕樂、休假三日、從之。

とあり、張說之文集卷十表（舊唐書卷八玄宗紀上、唐會要卷十九節日、冊府元龜卷二帝王部誕聖、開元十七年）「請八月五

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

日爲千秋節表并勅旨」に、

臣不勝大願、以八月五日爲千秋節、著之甲令、布於四方。

とあり、冊府元龜^二卷^二帝王部誕聖・宝曆七年八月条に、

中書門下奏、……玄宗降聖之辰、爲千秋之節、王公上壽、士庶交歡、流于管絃、書之甲令、……今臣等不勝大願、請以十月十日爲慶成節、著在令式。

とあり、唐会要^{卷二}十九節日・開成五年四月條に、

中書門下奏請、以六月一日爲慶陽節、休假三日、著于令式。

同じく會昌六年六月奏に、

中書書門下奏請、以降誕日爲壽昌節、天下州府並置宴一日、以爲慶樂、前後休假三日、永著令式、從之。

とある。右の場合は最初から令文に規定することを請う奏請がなされた例であるが、これらの記述を通観してみると、それははっきりと「著之甲令」「著在(于)令式」「書之甲令」「永著令式」等の文言を具えている。而して「從之」として令文に一條を設けたわけであるが、そのためには「勅旨」を降していることがわかる。その具体的内容は有司の奏請を反復したものであることは容易に想像できるが、更にその文末に「著爲令」「著于令式」という一句が明記されていたものと推測されるのである。

勿論、勅にはそのまま令文とはならないものが多数ある。唐会要^{卷四}十七封建雜錄下に、

開元八年五月十八日勅、^{ズルニ}準令、^ハ王妻爲^レ妃、^ハ文武官及国公妻爲^二国夫人^一、^ニ母加^二太字^一、^ハ餘人有官及爵者、^ス聽^二從^一高叙、^{スルヲ}但王者名器殊恩、或頒異姓、^ハ妻合^二從^一夫授^二秩^一、^ニ甲令更無^二別條^一、^ネ率循^二舊章^一、^{ベキニ}須^レ依^二往例^一、^ス自今已後、郡嗣

王及異姓王母妻、宜^{シテ}準^ニ令^ニ爲^レ妃^ト。

とある如きは、恐らく「勅牒」の例かと想像するが、「甲令更無別條、率循旧章、須依往例」、「宜準令」とて、令文そのものの改正ではなく、令文の拡張解釈ないし準用を指令したものである。又、唐会要^{卷二}文武百官朝謁班序に、

貞元二年……九月五日勅、……辭見宴集班列先後、請依^下天寶三載七月二十八日禮部詳定^所奏^勅、公式令^ニ、諸

文武官、朝參行立、二王後位在諸王侯上、餘各依^ハ職事官品^ニ爲^ス序^ヲ、職事同者以齒、致仕官各居本品之上、……在京者正東^{六典等}_{並作冬}朝會、依百官例、自餘^ハ朝集及須^ニ別使^ハ、臨^{ミテ}時聽^ニ勅進止^{セシム}。

とあるが、右勅は「百司承旨、而爲程式、奏事請施行者」の範疇に入るから、「勅旨」に当ると思われる。而して令の規定の例外となるものについての処置を勅によつて定めることとしたもので、まさに令の補充としての勅であるといつてもよい。これが長行せられるべきものとして法典に編入せられる場合は「式」に相当すべき性格のものと云つてよからう。又、冊府元龜^{卷五}_{百六}邦計部俸祿門（唐会要^{卷九}緣封雜錄）貞元八年八月條に次の如くある。

戸部奏、準貞元七年三月二十日勅節文、比來食實封人、多不依令式、皆身歿之後、子孫自申請傳襲、伏請、自今以後並今日以前、應^{サニ}食^ス實封^ヲ二人、並一年內、准^{ジテ}式^ニ具^シ合^{サニ}襲^ツ子孫官品年名并母氏嫡庶^ト、於^テ二本貫^ニ陳牒^{セシム}、如無本貫、即於食封人本任本使申牒、如合襲人有罪疾及身死者、亦限一周年內申牒、請立以次合襲人、仍俱家口陳牒、請附籍帳、本貫勘責當家及近親、如實是嫡長即與責保、准式附貫、然後申省、到後即取文武職事三品正員一人充保、勅旨^{モテ}宣^ス依^ト。

右も、戸部の奏を受けて「勅旨もて宣す。依れ！」と判じたもので（通例、編纂物史料で「從之」と書くのを、この場合は些か文書原文の形を残したもの、と解せられる。）「勅旨」の性格を示す典型的例であるが、「比來不依令式」の

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

現状を「自今以後准式」せしめんとするものであって、令式の改正ではなくして順守を命じたものに過ぎない。しかも先に掲げた例が、令文規定の拡張解釈や特例、準用、細部補足を制定することを目的としていたのに対し、これは後半において具体的襲封手続を定めた部分も、この時初めて詳定したとは考えられぬ。すべては「式に準じて」行われるのであって、内容的に一部旧式を手直した部分があつたかもしれないが、全体としては従来の式を再確認せんとする奏請であり、これを宣示する勅旨は、内容的に云つて前式の申命であるといつても好さそうである。このように、勅には従前からの令式の勵行を申命し、その際従来の令式の文をそのまま（勿論付加・改訂部分があればそれに加えてあるが）再録申明する形をとるものが少からず存したことが知られるのである。同様の例として、特に令文に關してその順守を申命した勅文の場合を掲げておくことにしよう。唐会要^{卷三十一}輿服上章服品第に、

上元元年八月二十一日勅、一品已下文武並帶手巾算袋刀子礪石、其武官欲帶者亦聽之、文武三品已上、服紫金玉帶十三銖、四品服深緋金帶十一銖、五品服淺緋金帶十銖、^{（略中）}八品服深青、九品服淺青、並鍔石帶九銖、庶人服黃、銅鐵帶七銖、前令、九品已上朝參及視事、聽服黃、以洛陽縣尉柳延服黃夜行、爲部人所毆、上聞之、以章服紊亂、^{オホシラ}故以此詔申明之、朝參行列一切不得著黃也。

右の記事中、勅文そのものに該当するのは「前令云々」の前までで、それ以下は「故以此詔申明之云々」と右勅の発せられた理由を説明している会要等の編者の解説文であろう。或は最後の「朝參行列一切不得著黃」は勅文かもしれないが、「也」と結んでいるところを見るとこれも解説で、前段の勅文に制度を申明したことによって自ずとそうなるということのように受取れる。とすれば、勅文の大部分は恐らく「前令」の条文を再録しつつ、ただ「九品已上朝參及視事、聽服黃」とありしを「朝參行列、一切不得著黃」に改めたものと解せられる。然らばこれを改制と云わず「申

明」と称する所以は何故であろうか。冊府元龜卷五百八十六掌禮部奏議門通典卷六十一嘉六君臣服章制度、舊唐書卷四十五輿服志は省略に従う。）に、

孫茂道爲司禮少嘗伯、龍朔二年九月奏稱、依舊令、六品七品着綠、八品九品着青、深青亂紫、非卑品所服、望請依舊六品七品着綠、八品九品着碧、朝參之處並依此制、非朝參處聽兼服黃、（詔）從之。

とあって、嘗て「旧令」（永徽令）で八・九品官着青（八品深青、九品浅青）とあったものを、龍朔二年詔で着碧に改め、且つ朝参以外兼ねて黄服（庶人の服）を着けるを聴ゆるしたが、更に「前令」（麟德二年令）に至って修正を加え、「朝参及視事」にも黄服を聴ゆるした。これに対し上元元年八月勅は本来の「旧令」の原則に復帰し、八・九品着碧とすると共に、一切黄服を着するを禁じたのである。上元元年勅は「朝参行列一切不得著黄」とあるから、或は龍朔二年詔の「非朝参處聽兼服黄」を認めている如くにも思われるが、事が洛陽尉尉柳延が黄服にて夜行し、事故に遭つたのに因るのであるから、これも「旧制」に帰って朝参行列を始めとして「一切不得」に重点があるものと考えてよからう。そうすると上元元年勅が申請しているのは「旧令」たる永徽令の原則であるということになり、勅文前段ははからずも永徽衣服令の佚文を得たことになるのではないかと思われる。この点の確認は暫く措き、当面注意したいのは、以上の考察から、

①唐代の勅文の中には明らかにそれ以前に制定された令の条文を、殆んどそのまま申命してその順守を強調したものであること。

②従つて記録に見える発勅の日付を以て、必ずしもその内容をなす制度が最初に制定された日付と見る必要はなく、従前からの令式の文を再録申命している場合が充分考えられること。

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

③従って日本養老令に相当条文の存する詔勅文は、発勅の日付が稍々降る場合でも、遡らせて日本令の母法となつた永徽令（ないしは格式）の条文の再録・申明と解して略々誤りないであらうこと。

④但し勿論、申命されるにはそれだけの理由があつたのであり、法の順守を命ずる反面にはその条文が現実には順守され難き素乱の事情が生じていたのであるから、その点について何等かの改訂・付加条項を含んでいることも当然予想される。或は先掲の例の如く、途中改変を蒙つた部分を再修正して旧令の原則に復帰する等の場合もあつて、それらの微細な点に各年度令の相違が存すると見るべきである。

⑤右の如き改正条項を含む勅文が発勅の日以後令文を修正する効力をもち、やがては格勅に編入され、あるいは別詔（制）を以て「著在甲令」と命ぜられて新令文にまで高められる場合も存したと解せられること、などの諸点を、略々結論して誤りあるまい。

四 勅文を以て補い得る唐令条文の一例

以上の如き観点から、敢えて仁井田博士の『唐令拾遺』に蛇足を加えんとするとき、直ちにぶつかる一例を示して小稿の結びとしたい。

日本養老戸令第一八条「造計帳条」および第一九条「造戸籍条」は次の如くである。

凡造計帳、毎年六月卅日以前、京国官司責所部手實、具注家口年紀、若全戸不在郷者、即依舊籍轉寫、并顯不在、所由収訖、依式造帳、連署、八月卅日以前申送太政官。

凡戸籍、六年一造、起十一月上旬、依式勘造、里別爲卷、惣寫三通、其縫皆注其国其郡里其年籍、五月卅日内

訖、二通申送太政官、一通留国、其雜戸・陸戸籍、則更享一通、各送本司、所須紙筆等調度、皆出當戸、国司勘量所須多少、臨時斟酌、不得侵優百姓、其籍至官、並即先納後勘、若有増減隱没不同、随狀下推、国承錯失、即於省籍具注事由、国亦注帳籍。

これに對し、唐令の造計帳・造戸籍条として仁井田博士が復原されたのは左の部分である。

諸毎歲一造計帳(旧唐書食貨志、冊府元龜卷四八)里正(日本令集解造計帳条 六邦計部戸籍武德六年三月令 穴記 為以本令里正)責所部手實、具注家口年紀(魏日本令補之)。

諸三年一造戸籍(一、二、三、四)、起正月畢三月(三)、一留縣一送州、一送戸部(四)、所須紙筆裝潢軸筆、皆出當戸内、口別一錢(三)、州亦

注手實及籍(五)。

(一)旧唐食貨志(二)冊府元龜 卷四 八六 邦計部戸籍(三)六典戸部郎中条(四)通典食貨鄉党条(五)日本令集解所引穴記云本令

而して博士は「旧唐書・冊府元龜・通典にいふ令、及び六典の文は、唐令の取意文といふべく、是等を以てしては完全に唐令を復旧し得ないが、日本令を參酌して綴り合わせることにした。」と注しておられる。まさしく博士の云われる通り、右の諸書に伝える所は令文の取意文ではない。しかし律令行政の要である戸籍の制度こそは、日本が唐から学んだ最も重要な制度の一つであり、太政官・国・郡がそれぞれ尚書省(戸部)・州・県を我が国の制に翻譯したものである以外は、恐らく忠實に唐制を模倣したものであろうことは容易に想像されるところである。令文の形式として考えてみても、旧唐書食貨志等の「毎歲一造計帳」「三年一造戸籍」というのは編纂物の取意文でそうだったと思われる、それに「諸」字を頭書として加えても令文の復元とは見なし難い。日本令の「凡造計帳」「凡戸籍」という書き出しこそ令文に相應しいといえる。

ところで仁井田博士はこの条の参考には掲げなかったが、唐会要卷八 十五 籍帳(冊府元龜卷四百 八十六 邦計部戸籍門)には、

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

次の勅文が引かれている。(仁井田博士も後に『唐宋法律文書の研究』六五五頁で補足された。)

開元十八年十一月勅、諸戸籍、三年一造、起正月上旬、縣司責手實計帳、赴州、依式勘造、鄉別爲卷、總寫三通、其縫皆注某州某縣某年籍、州名用州印、縣名用縣印、三月三十日納訖、并裝潢、一通送尚書省、州縣各留一通、所須紙筆裝潢並皆出當戸内、口戸^(字)別一錢、其戸每以造籍年預定九等、便注籍脚、有析生新附者、於舊戸後以次編附。

一読して明らかな如く、「諸戸籍」という頭書をはじめとして、日本令との体裁上の一致から見ても、これが恐らく唐戸令戸籍條と密接な關係を有することは間違いないと思われる。日本令と異なる造籍の年次と時期、州に赴きて作成するという具体的作成要領、鄉別に卷をつくるという日唐の郷里制の相異、現在日本令の其字が某字の訛なること、捺印の規定、造籍經費を口別一錢の口対象一率錢額徴収と規定している社会經濟的・財政史的背景の相異、等々興味ある彼我の相異を認めうるが、先ず唐令復旧の最大の資料たるは動かぬところであろう。然らばこれが開元十八年勅として發布されていることは如何に解すべきであろうか。先ず考えられることは、本勅の内容がこのとき初めて定められたものとは考え難いことである。造籍・造計帳規定の必要は、そもそも唐朝が隋から接收した図籍を捨てて独自の編籍を志した武徳六年段階に既に存しなけねばならない筈である。通読すると「其戸每以造籍年預定為九等、便注籍脚」とあるから、少くともこの項が加えられたのは貞觀九年の九等戸分定以後の改正に属することは明らかである。しかし戸籍作成の基本条項は恐らく武徳以来の令制に属し、むしろ「依式勘造」の式が再三改められた可能性が強い。而して日本養老令文と好く一致する点は、その母法たる永徽令文そのままであるためと考えるのが至当である(戸等制については彼我で事情を異にするが、今は措いて論じない)。即ち本勅の骨格をなすものは、武徳以来、貞

観・永徴の改正の痕跡を止めた令文そのものである蓋然性が強い。とすれば次に考えられるのは、右の勅文の主要な内容が、開元十八年までの現行令の令文を申明しつつ、一部に改正を加えるための勅であろうとの見方である。最も近い令の刪定は開元七年であるから、これは開元七年令の一部改正を目的とする勅としてよからう。⁽¹⁶⁾而して日本養老令と相異する点の中、理由の明らかな、日唐の造籍年次、官署名、郷里制の差や、規定の精粗、魯魚の誤り等を除けば、特徴的なのは(1)起十一月上旬、五月三十日内訖と起正月上旬、三月三十日納訖、(2)所須紙筆等、国司勘量所須多少、臨時斟酌と口別一錢徴収、(3)各末尾の諸項目、という相異であろう。日本令における(3)「其籍、至官並即先納後勘、若有増減隱没不同、随狀下推、国承錯失、即於省籍具注事由、国亦注帳籍」に相当する文は、勿論唐令にも記されていても不思議はない。しかし又あまりにも当然すぎて無意味に近く、戸令本文よりもむしろ他の所で文書行政一般の原則として押えられることかもしれないし、或は逆に戸籍取扱いの細則として式に定められたことも考えられる。令・格・式の相互出入は日唐で相異があることもこの際注意して好からう。それに比すれば本勅の(3)「有析生新附者、於舊戸後以次編附」の方が、具体的必要性をもつた規定である。この点は逆に日本令に見えず、第一三「爲戸条」や第一四「新附条」にも相当文は見えない。唐令にも嘗て日本令の(3)に相当する文が存したか否か、それが本勅に現われないのは、当面の改正に無関係で省略を見たのか、それとも永徴以後の改正で削除され「析生新附者」の具体的条項に代えられたのか、それとも日本令独自の付加文か、今はこれ以上臆測を加えないこととする。

ところで開元十八年時点における最も蓋然性の高い改正点は何処かと云えば、一応(1)の「起正月上旬、三月三十日納訖」か、(2)の「口別一錢」ではなからうかと考えられる。先ず(1)の点について考えると、本勅の発布は十一月であり、偶然かもしれないが日本令の「起十一月上旬」と関連あるかの如くである。殆んどが水田稲作のみの日本と、畑作が大

大きな部分を占め、氣候風土の多様性、作物品種、農法に大きな相異のあった中国で、農事暦や行政の閑繁にも差の出るのは当然であるが、あるいは中国においても永徽令では「起十一月上旬、五月三十日納訖」であった可能性が全くないかどうかは検討してみなければならぬ。それが諸般の便宜から「起正月上旬」に繰下げられ、或は三月三十日納訖に短縮され、従来の現行法規では造籍に取りかからねばならぬ十一月に至って、今年度からは来年正月にすることを通達したのかも知れない。但し当時の交通形態や他の事例を考えると、本年十一月に間に合わせるためならば少くとも数ヶ月前に勅が出さるべきであろう。とすると改正点はむしろ「起正月上旬」よりも「三月三十日納訖」の方にあるのかもしれない。日本令の五月三十日と比べるととき行政の能率という点（しかも毎六年に対して毎三年である）と共に、唐代に普及するとされる華北の二年三作型農業、夏麦の徵稅対象化等とも関係する点があるかと思われる。而して(2)の造籍事務經費についても、他方における戸稅錢徵收制度の發展と関連して唐令自体における規定の改正・發展を充分考え得る。その点日本令文の「臨時斟酌」の規定は必ずしも日本独自のものではなく、母法たる唐永徽令文の継受たる可能性もあり、「口別一錢」の規定こそ、その後の事情による改正点（特に開元度に至っての）である可能性が強い。但し「口別一錢」の規定は六典所引令文『開元七年令（と推定されている）に既に見えているから、恐らく十八年勅における改正点とは云い得ないのではないかと思われる。とすれば(2)の点は改正ではなく、従来の令文の申命に過ぎないこととなる。以上の諸点について、一応の推定的結論を下すためには、更に開元十八年という年次が政治史・稅役史・財政史上如何なる時期に当たっていたかという大勢から考えるべき問題を含んでいる。有名な宇文融の括戸政策の帰結と、周知の裴耀卿の上疏が出されたのがこの年であったこと、戸等の昇降についての勅文等もこの年月に出されていることなどから、本勅の意義を考うべきであるが、その点は小稿の範囲を超えるので今は

措き、少くとも本勅が極く一部に改正点を含んだかもしれないが、その大部分において従来の令文をそのまま申明したものであることは略々断じて誤りあるまい。改正点を含んだ場合、この勅を以て直ちに令文の修正となったか、それとも令文そのものは開元二十五年令の刪定まで譲られ、それまでは格勅扱いであつたのかは不明ながら、それは開元二十五年以後間違ひなく戸令戸籍条に繰入れられていたものと考えられる。又前掲日本令「造計帳条」に相当する唐令は、仁井田氏によつて極めて断片的な推定復原が行われたに止るが、この「造戸籍条」の対応関係から推すならば、「諸造計帳、毎年 月 日以前、^(補注)里正……、責所部手實、……若全戸不在郷者、即依舊籍転写、并顯不在、所由收訖、依式造帳、連 署、月 日以前申送尚書省(戸部)」と云つた形の条文を想像しうる。補注にも触れる如く、計帳の作成には里正が各戸主に提出せしめた手實をまとめて郷帳^(新唐書食貨志)を作り、県司・州司でまとめて来歳の課役を具して戸部に上申するのであり、恐らく令文にもそれが示されていたと見られ、日本現存計帳の研究(鎌田元一「計帳制度試論」史林、五五―五参照)をも参照しつつ可成り大胆な復原を試みる余地があるといえる。次にもう一例、同じ戸令の隣接する条を挙げておこう。養老戸令第二「籍送条」、第二二「戸籍条」には、

凡籍、應送太政官者、附當国調使送、若調不入京、專使送之。
凡戸籍、恒留五比、其遠年者、依次除。

とある。これが相当条文として仁井田博士は復原唐令第二五条に、

戸籍、州縣留五比、尚書省留三比(武德令相当、旧唐書・冊府元龜所引)
州縣之籍、恒留五比、省籍留九比(開元七年令相当、六典所引)
戸籍、常留三比、在州縣五比、送省(開元二十五年令相当、通典所引)

唐代史料における令文と詔勅文との関係について

を挙げるに止まった。ところがこれについても、唐会要^{卷八}十五 籍帳（冊府元龜^{卷四百八十六} 邦計部戸籍門）に、

景龍二年閏九月勅、諸籍、應送省者、附當州庸調車送、若庸調不入京、雇脚運送、所須脚直、以官物充。

諸州縣籍手實計帳、^{（常）}當留五比、省籍留九比、其遠年依次除。

と日本令文と殆んど一致する勅文が見えている。^{（17）}本勅についても、先の開元十八年勅について検討した如き諸点が略々そのまま当てはまる。恐らく現行令文を申明しつつ、運送雇脚直ないしは籍帳保管年限についての一部改正を行ったものではないかと想像され、引かれた令文はその直前の神龍元年令であり、改正点を含めて開元三・四年令で間違はなく令文に確定されていたものと推測されるのである。

以上の如き推定に基き、我々は唐令の条文を可成り復原することは、充分可能というべきではないかと信ずる。

註

（1）「唐令拾遺」序説、一二頁。

（2）「中国法制史研究」法と慣習・法と道德、三二七頁、敦煌
発見唐水部式の研究。

（3）「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」第六章唐ノ法典、第一節
総説。

（4）続けて「蓋律ト大差ナキカ如シ。宋代ニハ勅令格式ト曰ヘ
リ」とあるが、ここで云う勅は個々の詔勅文ではなく、法典と
しての「編勅」と解すべきであらう。又宋代に云う「勅令格式」
が単に「律令格式」の律に勅を置換したものと解するのは疑問

がある。むしろ刑律とは別の系列の法典を列挙しているものと
解すべきではなからうか。

（5）「中国法制史研究」法と慣習・法と道德、三二七頁。

（6）「故唐律疏議製作年代考」下、「東方學報」東京第二冊、二
四頁。

（7）「唐令拾遺」序説、三一頁。

（8）もっとも、すべてそうとは云えず、現に格文の中には令文
に詳定されていない特殊な場合についての補充規定を定めたも
の含まれている。

北大文学部紀要

手続が詳定されていた可能性がある。